

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。【平成27年2月に着工予定】(別添参照)

(2) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）

(例) クロウン病や膠原病等の治療薬など

② 独立行政法人国立がん研究センター（東京都中央区）

(例) 東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR（画像下治療；画像診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称）等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など

③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）

(例) 東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など

(3) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

- ① 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）が、がん研有明病院（東京都江東区）において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん（大腸、食道がん等）へ応用し、治療を行う等のため新たに病床10床を整備する。【平成28年中に実施】
- ② 医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ（東京都千代田区）が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点（新規病床19床）を整備する。【平成28年中に実施】
- ③ 医療法人社団葵会（東京都千代田区）が、川崎南部病院（川崎市川崎区）において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー（がん免疫療法）、国際医療交流（医療ツーリズム）等を実施するため、ハイブリッドオペ室（新規病床20床）を整備する。【本年度から実施】
- ④ 公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院（横浜市金沢区）に専用病床（新規病床20床）を確保する。【平成28年中に実施】

3 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）」に掲げられた規制改革事項等の名称及び内容

(1) 名称：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：

雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【1月末に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：都心3区（千代田区、中央区、港区）のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか1箇所

- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営推進会議（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
 - ・事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
 - ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
 - ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
 - ・弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
 - ・セミナーの開催 等
- v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後6時までとする。
- 東京都が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策、「ビジネスコンシェルジュ東京」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

4 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、雇用、都市再生の総合的な規制改革の実現が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

民間都市再生事業計画の概要

1. 事業者の名称 三井不動産株式会社
2. 都市再生事業の名称 (仮称) 新日比谷プロジェクト

3. 都市再生事業の目的

本事業では、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備や高効率かつ自立性の高いエネルギーシステムの導入による災害対応機能の強化、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信機能の導入、周辺地区や地下鉄駅をつなぐ歩行者中心の都市基盤整備、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携機能強化等のための拠点を整備する。さらに地球温暖化に配慮した緑化の推進や環境負荷低減を図る。



4. 事業区域

- (1) 位置 従前：東京都千代田区有楽町一丁目12番1、10番
従後：有楽町一丁目地区土地区画整理事業施行地区内1街区1画地
- (2) 面積 14,221 m²

5. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地下4階 地上35階 塔屋1階	8,691 m ²	189,800 m ² (155,180 m ²)	10,702 m ²	1,450%	81%
2	地下2階 地上2階	958 m ²	3,683 m ² (2,995 m ²)	2,003 m ²	150%	48%
合計		9,649 m ²	192,310 m ²	12,705 m ²		

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号1]

- ・ 構造 鉄骨造(地上)、鉄骨鉄筋コンクリート造(地下)
- ・ 設備 電気設備、衛生設備、空調設備、地域冷暖房受入設備、昇降機設備
機械式駐車場設備

- ・ 用途 事務所、物販店舗、飲食店舗、サービス店舗、映画館、展示場、自動車車庫、自転車駐車場、その他

[建築物番号2]

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）
- ・ 設備 電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機設備
- ・ 用途 物販店舗、飲食店舗、事務所、自転車駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

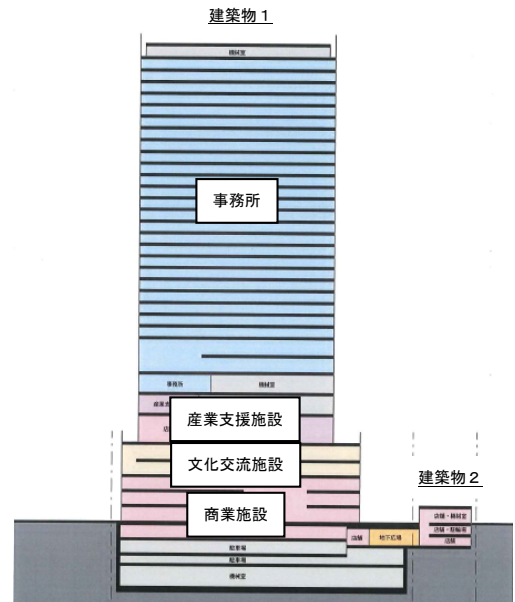
広場 4,067 m² 道路 1,516 m²

6. 事業施行期間 平成27年2月1日（工事着手）～平成30年1月31日

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

